

第2回 熊本市教育行政審議会

<議事録（公開用）>

日時：令和5年7月10日（月）10：00～12：00

場所：熊本市役所議会棟2階 予算決算委員会室

○ 次第

1 開会

2 報告

熊本市教育行政審議会の公開等について

3 協議

【事例1】児童・保護者・同僚に対する教職員の暴言等への対応について

（1）協議の視点等について事務局説明（非公開）

（2）グループ協議（非公開）

（3）グループからの発表

（4）全体会

4 諸連絡

5 閉会

1 開会

～省略～

2 報告

(1) 熊本市教育行政審議会の公開等について

【藤田会長】

皆様おはようございます。この「熊本市教育行政審議会」会長をさせていただくことになりました藤田です。どうぞよろしく願いいたします。今日は、2回目の会議という事で、前回は遠藤教育長様からこの審議会に向けて、諮問をしていただきました。

子どもをめぐる複雑かつ多岐にわたる課題に、迅速かつ的確たる丁寧な対応を行うための今後の児童教育行政の在り方についてという事で、この審議会に付託をされております。

この審議会は、今年度と来年度それぞれ6回ずつ12回に渡って審議を行って参ります。前回は、この審議会を開始するにあたって、熊本市の教育行政の実情等についてお話をさせていただきました。そのあと、この資料をいただいたものについて、わからないところの質疑等々で、それから、いろいろとご意見等いただいたところです。

今日は、その目的として、6つほど挙げられておりましたけれども、総合的な教育行政の

体制の整備、適切な組織づくり、それから事務局、外部機関との連携・役割分担の在り方、相談しやすい総合的な対応窓口、教職員研修の充実、そして管理職のマネジメント危機管理対応能力の強化、そして評価・周知に関する課題等、色々と課題が挙げられていただいております。

今日は、2回目ですけれども、まず1回目で色々と委員の先生方から質問をいただいております。それについて、熊本市教育行政審議会の事務局の方から資料等用意していただいておりますので、まずそれについての説明を伺いまして、そのあとに、具体的な話、審議に入っていきたいと思います。今日、それから、次回、第2回と第3回合わせて、具体的なその事例を念頭に置いた審議を少し深くご指摘な問題を探りながら検討していただく予定です。

まず、前回のところで、ご質問いただいたところで、今日は、資料を用意していただいておりますけれども、最初に教育長の役割ですね、この規則がございます。熊本市が政令市になりまして、教育行政が県から市に委託され、移譲されたということで、市のほうの教育行政の機能が十分果たしているかどうか、その辺のところも運営体制等、検討する必要があるのではないかとご質問がありましたので、それについての試験資料と、それから、不登校児童生徒とのつながりについての実情がよくわからないということでしたので、それについての資料を少し詳しく用意していただいております。小学校中学校、それにつきまして、最近の変化ですね、推移の状況と、それから、100日以上欠席者を出している、人数も出していただいておりますけれども、どのような繋がりでその繋がりを保っているか、また保っていない子どもたちが実際どれぐらい居るか。それから、長期欠席の原因等ですね、色々細かなところを、要因を深く、正規にまとめて頂いた。それも合わせて、用意していただいております。

それから、スクールソーシャルワーカーの配置・一覧、スクールカウンセラーの配置・一覧、その辺のところの資料を今日1回目の審議を受けて、2回目、最初のところでまずご確認いただければと思います。

追加をしていただきました資料を一通り、目通していただきまして、何か追加のほう、ご意見ご質問等ありましたらお願いいたします。後ほどでも構いませんので、もしお気づきの点がありましたら、ご質問いただければと思います。

それでは、この教育審議会、同要綱第7条の規定に基づき、第1回審議会は、公開とさせていただきますでしたが、第1回審議会の中で公開非公開についてのご意見をいただきましたので、事務局からご報告をお願いいたします。

【松永教育改革推進課長】

～省略～

【藤田会長】

ご説明いただきまして、ありがとうございます。今のところ、第2回から、公開非公開ですね、メリハリをつけて審議していただくこととなりますけれども、この公開非公開につきまして、意見や質問等ある方はお願いいたします。

委員の皆様にご提案していただきました案でよろしいでしょうか。賛成される方は挙手を

お願いいたします。ありがとうございます。それでは事務局提案のとおり審議会を進めていきます。続きまして、前回ご指摘いただきました件につきまして、事務局からご報告をお願いいたします。

【中川教育政策課長】

～省略～

【藤田会長】

ご説明いただきましてありがとうございました。何か確認事項、質問等ありましたら、お願いします。よろしいでしょうか。

続きまして、前回、中西委員からご指摘いただきました、どこにもつながっていない児童生徒について、また、坪田委員からご指摘いただきました、長期欠席の要因別について、そして、富永委員からご指摘いただきましたスクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラー等の配置について、一括して報告をお願いいたします。

【吉里総合支援課長】

～省略～

【藤田会長】

はい。どうもありがとうございました。今ご説明いただきました、どこにもつながっていない児童生徒について、それから、長期欠席の要因別について、そしてスクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラー等の配置数について、資料についてご説明いただきましたけれども、これにつきまして何かご質問等ありましたらお願いいたします。

【森委員】

委員の森です。長期欠席者数の要因ですが、どなたに聞いたのかっていうのがわからなくて、なぜかかっていうとわからないっていうのが一つもないっていうのは、私はすごく違和感があります。お子さんに、私は小児科医ですが、やっぱり不登校の理由聞くと分からないっていう子がほとんどです。これを誰が、この理由だっていうふうに言ったのかっていうのまで分かると、もうちょっとその何が問題かかっていうことが分かるかなというふうに考えました。

【藤田会長】

はい、根拠になるところの確認ですけど、これは何かお答え出来ますでしょうか。

【吉里総合支援課長】

総合支援課でございます。ご質問ありがとうございます。まず欠席が20日を超えたような長期欠席になる子どもについて、その背景にいじめがないかということは必ず学校の方で保護者や本人に確認することとしております。そのときには長期欠席になっている理由はどうかということ、子どもや保護者に確認するところではありますが、この調査報告につきましては、いじめ以外の部分につきましては、学校の見立てで報告をしていただくこととなっています。

【藤田会長】

はい、ありがとうございます。今の説明でよろしいでしょうか。はい、ありがとうございます。

います。比江島委員をお願いします。

【比江島委員】

向陽台病院の比江島でございます。精神科医です。私はこの⑫番の生活リズムの乱れ・あそび・非行というのは、生活リズムの乱れてなどは不眠症的なものも入るのか、それとも、もういわゆる夜間徘徊とか不純異性交遊とか昔そう書かれたのをやわらかい表現に書いてあるものなのか、そこをちょっと教えていただければと思います。

【吉里総合支援課長】

総合支援課です。この生活リズムの乱れには、夜眠れないというような日昼夜逆転をしているようなところも含まれますし、先生がおっしゃったような、非行的なところもくくっております。

【坪田委員】

全国的な問題で熊本市のことではないですが、このいじめといじめを除く友人関係をめぐる問題の差、いじめじゃないって一体何があるのかって思います。実は謎になってしまっていて、今のいじめの定義からいじめじゃないかというのがいじめ以外に入っていて、抵抗があるのではないかという一つの問題提起です。あと、この④の中には、直接の原因とその他の状態が混在しているという問題があり、⑬番の不安という中には、当初はいじめにあってそれからの不安も入っているのではないかと。ですから、先生の暴言も含めたという、③みたいな話とか、子どもの間のこのいじめとかそれ以外の問題とかが、直接のきっかけで、不登校になって、結局その状態が続いていると、その下の不安とか、あるいは不安を通り越してもう無気力な状態になっている子とかっていうのが存在していて、不安とか無気力を見てその数字が大きくなる。直接の要因が見えにくくなっている。ということがあっていいのではないかと。だから本人に確認するも当然として、今不安なのかどうかだけじゃなくて、何のきっかけで不安になったのか、無気力状態なのか。また生活の乱れをあわせて聞いて、立体的な要因分析をしないために、結局こういうことだねっていうことで終わってしまい対策がない。もう一つの長期欠席、実はこの⑭番が不登校に分類されて、⑮の病気、⑯の経済的理由、⑰のコロナ⑱のその他は、別分類されて不登校ではないという数字になっていますが、その他の数字が、不登校とその他が、お金が含まれる存在であったり、あるいは病気も普通休む時は、不登校で休みますとか、学校行きたくないから休みますとか普通言わなくて、おなかが痛いから頭が痛いからと言って休む。それを、病気ですね。としてここに入ってしまう。診断書が要らない。それも有りですので、それでも見えなくなっている。本当はいじめで行きたくないから、親には頭痛い、おなかが痛いと言っているかもしれない。ということなので、かなり深掘りをしながら調査を各学校に行っていたかかないと、昨今間でもまちまちの数字の上げ方になっているのではないかというふうに思われるという事をちょっと参考までに申しただけで、これを急にどうせと言うわけではございません。

【藤田会長】

どうもありがとうございます。長期欠席の要因の上げ方ですね、今、いじめについても、どういようなものが原因になって、こういうような上げ方をしているかですね。人間関係

数学級編制の意図しない結果としての不登校というのは十分考慮してこういったデータを分析する、坪田委員がおっしゃったように深掘りの分析をする際にそういった視点を入れていただければと思います。

【藤田会長】

はい、ありがとうございます。小学校から中学校ですね、そしてその時の環境の変化、クラスの規模の大きさの影響、そういったものも要因に加えて分析した方がいいという事でした。ありがとうございます。その他、ございましたらお願い致します。

【南部委員】

委員の南部と申します。親子の関わり方っていうのは、かなりちょっと無視出来ないぐらいの大きな数字になってきています。私がこれまで様々な不登校と関わった際に、学校で親子関係の問題であり、学校のせいじゃなくて親子関係というふうに持っていく例がすごく多い。先ほど伺いますと、学校側の見立てで報告がされているという事でしたが、ここで分析されているところの親子の関わり方っていうものにはどういったものが含まれているのかっていうこと。大体で結構ですので、教えていただけますでしょうか。

【吉里総合支援課長】

ご質問ありがとうございます。ここに書かれている親子のかかわり方について詳しく分析しておりませんので、個別にどういった事案があるかというのはいずれもすみません、今お伝え出来ませんので、また改めてお伝えをさせていただきたいと思っております。

【藤田会長】

よろしくお願い致します。そのほか、ご意見ご質問等ありましたらお願いいたします。

【須藤委員】

一新小学校校長の須藤ですが、つながっている子どもたちっていうのは、教育委員会のいろんな施設、対応、いろいろ頑張っている熊本市も非常に頑張っていると思っておりますが、その他に児童相談所等という子どもたちがいます。最初の資料3のほうに、どこにもつながっていない児童生徒の中で、福祉関係とつながっているっていうことも入っているのでしょうか。それともそれはまだデータとしてはないのでしょうか。

【吉里総合支援課長】

ご質問ありがとうございます。9ページ目の資料の最初のページの事ということで、よかったですでしょうか。ここにつきましては学習支援場所に限定しておりますので、児童相談所等福祉の場所は含まれておりません。次のページにつきましては、学習支援場所に限らず、人的支援も含んでおりますので、こちらのほうには入っておるような状況であります。

3 協議

【藤田会長】

はい。それでは、今から、第2回目の協議の内容に移らせていただきます。ここからは非公開となりますので、報道及び傍聴の皆様は御退出をお願いいたします。

(1) 協議の視点等について事務局説明（非公開）

(2) グループ協議（非公開）

(3) グループからの発表

【藤田会長】

はい、それでは時間になりましたので、ここからは全体会に移らせていただきます。それでは、各グループの協議の内容についてですね、報告をお願いできればと思います。出川委員のほうからお願いしてよろしいでしょうか。

【出川委員】

はい、B班のほうでは、職員の処分や研修に関する仕組みや基準のところを中心に話を進めていきました。

まずは、委員さんからは、さらに子どもたちが傷つくかどうか、そういった視点をもち防ぐことが重要なんじゃないかという話を伺いました。

また、悪意がなく子どもたちを傷つけるようなことがあると思いますので、先生たちに対する教育的な支援をしていく必要があります、その得られた知見については職員間で共有することが必要ではないかということが意見で出ています。

また、その事例を共有するのは校内、また校外向けでやっていくのがいいのではないかという話もでした。

体罰等で、処分をしなければならないような場合は、すぐにそれが体罰と分かるものもありますし、慎重に検討しなければならないものと、また作り話とかそういったものもあるので、事実確認をして、判断していくことが必要になってくるかと思います。中には、検討を慎重にしなければならないものもあってそういったものに対する仕組みが必要であるかと思いますが、そういうものがあれば、ガイドラインとかチェックシートとかそういったものさえあれば校長先生も保護者の方に納得しやすいのではないかというようなこと意見として出ています。

ただ、そういう問題の対応、職員の対応は子どもの視点や保護者の視点、管理職の視点または御本人の視点で見え方が違ってくるので、そういったところも十分理解しておくことが必要だということです。

またその方法として、処分に対して外すという考え方というよりは別のどなたかが入って介入して、その方を支援していくという考え方で対応してはどうかということや、今校内で対応する仕組みがとられていると思いますが、第三者が入るような、仕組みっていうものをつくっていくといいのではないかという意見が出されました。

【松島教育審議員】

ちょっとすいません、よろしいでしょうか。オンラインの参加の皆様のマイクが遠いとなかなか聞こえづらいということで、申し訳ありませんがマイク近づけてお話しいただければありがたいなということと、ちょっと出川委員すいません、冒頭とのせっかくの御意見な

のでということで冒頭の最初のところもう一度お話をさせていただいてよろしいでしょうか。すいません。よろしくお願いします。

【出川委員】

最初、この班では、職員の処分や研修に関する仕組みや基準のところについて話合いを行いました。まず、委員のほうからは、そういった内容で子どもたちがさらに傷つくことを防ぐということをまず考えていかなければならないのではないかと出ています。

先生方は、悪意はないけれども、子どもを傷つけるというようなこともあるので、先生方の考えに対して、教育を改めてするというのも必要なのではないかとということやまた何かの事例があれば、得られた知見を、校内校外含めたですね、職員間で共有する必要があるのではないかとというような意見が出ています。

【藤田会長】

はい、ありがとうございます。それでは続きまして中西委員方からまとめをお願いします。

【中西委員】

我々のグループでは一言キーワードを言うと、「記録する」ということかなと思います。

最初に、初期対応とし体罰、暴言、適切な指導というものが、記録あるいはその情報を吸い上げる仕組みと申しますか、そういうものが学校の中でないのではないかとのお話がまず冒頭にありましたが、なかなかそういうものを残していくことの難しさというのも議論の中でありましたが、そここのところを何とかしていかなければいけないのではないかと。例えば保護者からの電話1本をとっても、それ自体が記録されているのかというようなお話も出まして、今でもそれ自体は録音できる、電話を今整備中だというお話はありましたが、あるいはそうやって記録をしていくことが全市的に取り込まれるべきではないかと。

この学校だけはやっているが、よそではやってないというのでは、恐らく保護者も納得しないだろうということで、例えばそもそも、学校の側、先生の側がICレコーダーを出すこと自体が、何かこう躊躇されるようなことも珍しくないとは思いますが、それも客観的記録をとるため、あるいは教員も守るためだという意味合いでそういうことが必要ではないかと。

つまり、対応自体が、学校単位ではなくて教育委員会全体でそういう、対応をとれるようにあるいは、そもそも年度当初にそういう方針を、学校全体に、保護者に伝えるような形でここまではやりますよというようなことを伝えられたらいいのではないかとというような意見が出ました。

協議の課題として挙げられたものにどこまで踏み込めたかわからないですが、事例自体がランクづけされていれば判断ができる。例えば、この最初の教職員を教育現場から外す場合の基準というところがありますが、そういうものはもう整備はされていると、途中で今お聞きしましたが、それが、学校をあるいは一人一人の教員に定着するところまでいっているかどうかというところまたそれはなかなか時間がかかることではないか。最初の話に戻りますが、自分が暴言を吐いたことが、暴言と認識できているのかどうか、そもそも大声を出すこと自体が本来学校の外では、立場上問題視される、学校の外の社会と学校の違いというの

があるのではないかという声も出ました。余りまとまってはいませんが、大体そんなところ
です。

【藤田会長】

最後は藤田の方でまとめさせていただきますが、もう非常に多くの意見が出まして、記録
にはまとめられないぐらいの意見をいただきました。

今日は教員の処分、それから研修に関する仕組み教員への対応等、それから保護者への対
応、どちらもやっぱりすごく、課題があって、苦慮されているような意見が多く出ていまし
た。教員のほうも、保護者のほうも、やっぱりゆとりがないといいますか、自分をコントロ
ールする、律するということでの難しさみたいなものがあるように思います。

学校のほうでは、学校の管理職のほうで、少しこういう困った状況の中でどんなふうに、
支援することができるかについて、管理職の側がコーチングですね、こういう事態にあった
ときに、教員自身がどう自分で自分を律することができるかそういうようなものを、サポー
トできるような力量を管理職がつける必要があるのではないかというふうな意見が出てい
ました。

それから、保護者の方は保護者の方で子どものことを非常に一生懸命考えての行動にな
りますから、子どもたち同士ではそんなに、大きなトラブルというふうに認識してなくても、
保護者同士の間でそれがエスカレートしてしまって、それがなかなか收拾つかないような
形になってしまうということも出てきました。

これもやっぱり、保護者をどうサポートしていくかっていうところで、学校のほうもすご
く、気を使うし、でも、それが1人ではなくて複数の間で広がっていけばそれにかかる体制
も結構難しい問題があるように思います。

スクールソーシャルワーカーに入っていただくのが、かなり、その改善に向けての一つの
方策だというふうな御意見も出ましたけれども、実質的にやっぱりその支援に対して、どれ
ぐらい、サポートしてもらえるかっていうので見ると、1人のスクールソーシャルワーカー
が、もう1人で50件とか100件とか持っているような状況なので、本当に学校の方がサ
ポートしてほしいというところまでの支援が十分に行き着いていないような状況だとい
う意見も出てきました。

それから、子どもの立場からすると、保護者、親はもう親で一生懸命だけれども、その辺
のゆとりがすごく持ちにくいというところで、自分の子どもを守るために、さらにエスカレ
ートしてしまうような対応を担任や学校に対して、クレームを言うような形で、結構やっぱ
り子どもから見ると、見たときに担任に対してはすごく申し訳ないなというふうな意見もご
自身の体験のほうからそういうような意見も出ていたように思います。

どういうふうにそれを解決していくかということについては、余りにもどのレベルで
対応するかというところが、すごく大きなレベル、政令市になって、熊本市の方で、教育
支援行政が移譲されたが、問題として解決するのはやっぱり市のレベルの対応になるので、
一つ一つの学校に合わせてとか、一人一人の教員やその保護者の持っている背景の問題に
合わせてとか、そういったところの対応までなかなか行くのが難しいということで、留学さ

れた体験の話もしていただきました。

ベルギーの日本人学校の教員経験をされた感想で、今、ベルギーはこういう問題を受入れ、苦情受け入れる機関とそれからそれを受けて、その審議の結果を、保護者や学校の方に伝える機関という、それを独立させて対応しているというふうなやり方をしているので、もしそういうふうなやり方ができるのであれば、少し、今どちらかというところ、もう一つの対策チームですかね、学校の保護者支援対策問題なんかを検討する対策チームで、対応していますが、この辺のところを、独立性を保つような形にして運営していくというのも一つの方法としてあるのではないかと。

それから、市のレベルを、地区のレベルに落としてそこで機能させていくような仕組みがもしできれば、もう少し学校に寄り添う、あるいは教員や保護者に寄り添うような仕組みがもう少し近づくことができるのかなあと思いながら、聞いて見ました。

結構やっぱり、なかなか問題は解決出来ないけれども、教育行政が改善に向けての学校支援の業務に当たられたり、現場で当たられていたり、それから御自身の、これまでの経験から判断し話をされたりというところで、いろいろと意見を出していただきましたので、次回の審議に、もう少し、今日いただいた意見をつなげていければというふうに思います。

(4) 全体会

【藤田会長】

それでは、10分ぐらい、15分ぐらい時間ありますでしょうか。ここからは全体で意見があれば御発言いただければと思います。どなたからでも結構ですので、御意見等ありましたらよろしくをお願いします。

【森委員】

いろいろな意見が本当伺えてよかったなと思えますが、私からは、全体的に、子どもの視点が全く入ってない、私の話もそうでしたが、反省しました。

親がどうするか教育委員会がどうするか学校がどうするか、さっきお話であったように、お子さんが傷つくっていうのが1番、やっぱりそれは親でも、学校も教育委員会も望んでないことです。なので、スクールカウンセラーとか本当にこじれた場合はやっぱりお子さんの気持ちを聞いてあげる方がちょっと必要だなと思っていて、親も「わーって」なっているけど、子どもが実はそんなことを望んでないよっていうことを聞くと少し収まるのかなあというふうにちょっと感じたので、意見をちょっとさせていただきました。もうちょっと子どもさんに、寄り添う人が誰か言ってあげてもいいなっていうのをすごく感じるやっぱり親と学校がもめて、子どもが傷つくっていうのは本当に、可能性あるなというふうに思うので、それを少し感じました。

【藤田会長】

はい。どうもありがとうございました。子どもの視点をどう結びつけていくかですね。そうすると何かいろいろと、それぞれの道筋がもっと、具体的につけられるかもしれないと思います。ありがとうございました。

そのほか、御意見ありましたらお願いいたします。

【須藤委員】

私も森先生の意見にすごく賛成で基準をやはり子どもだと思っています。

こども基本法ができて、子どもの人権がしっかり守られるようになるにはやっぱり子どもの意見をしっかり聞く、それをこれからは私たち大人がどうしていくかということの基準にしていく。それはとても大事な視点だなとも思っています。

【富永委員】

今、相談できる子どもの気持ちを大切にすることに全く同意見でございます。

ただ子どもはですね、さあ相談しなさいって言っても、なかなか、相談ができる子はいいいですが、そうじゃない子もいます。

今文科省ですかね、SOSの出し方教育っていうのがありますが、そういうふうに子どもに、あなたはとっても大切、もし何か不安で誰かに話したいなああって言ったら、こういう道筋があるよ、みたいなのも次回以降に働きかけるようなことを皆さんと一緒に協議が出来たらいいなと思っています。

【藤田会長】

はい、ありがとうございます。

【坪田委員】

はい、すいません有意義な議論が出来たような気がします。一つは今回示されている事例で感じることでですけど、小学校の場合とか、中学校の部活動での先生の、ちょっと暴言というか発言というのが意外とみんな見過ごしているのではないかと、部活のためにならいいというようなこれまでの流れがないかというのを実際心配していて、やっぱり部活動でこの競技に勝つためとか、大会のため、それを子どもたちの願いをかなえるためといっても、そこでやっぱりきつい言い方も、本当にちょっと面前DVのように、ほかの子どもの、ところにはさっとささるものになっている可能性もあって、何となく部活動はあっていいというような、少し遅れたところがあるのではないかと、そこにも、やっていかないとやっぱり部活動の厳しく言っているから、教室でもいいとか、そういうことを言われても、我慢しなくちゃいけないっていうふうに、特に中学校ではなっているのではないかと。

そういう意味でも部活動は今、働き方改革が地域移行の文脈で改革が言われていますけれども、私はちょっと部活動のこれまでの教員と子どもたちとの関係性とか、あるいは先輩と後輩との関係性とか、この辺もきちんと正していかないとこの暴言問題とか、いじめ問題とか、全てのことが、いい方向にならないのではないかと思うので、ぜひ部活動にもちょっとフォーカスして、とりわけ部活動、きちんとアップデートとしていかなくちゃいけないというようなことは念頭に置く必要あるのかなと思います。

【西村委員】

先ほど富永委員のほうからSOSの出し方についてお話がありました。なるほどと思います。それに合わせてSOS受け方の研修とか、教員サイドですね、そこら辺が必要なのかなと思います。

これは大したことないと思うところが、実は大変深刻だったり、よくいろんな記録で、その当事者が笑っていたというような表現があります。笑うしかなくて笑っている場合も多いですし、そういった教員も全ての体験をして教員になっているわけではありませんので、そういった、本当のSOSを受け取れるような事例の収集やそれに対する対応の仕方、そういったものの学びも必要ではないかなと思いました。

【藤田会長】

子どもをどう理解していくか受け止めるかあるいは子どものほうからも自発的に、こういうようなことが起きたときに、それを伝えるような力を身につけてもらえるかですねその辺のところは、一方的にお願いしたり、教育したりっていうところでは多分できないと思いますので、このような事故が困ったような事態になったときに、保護者も学校も、子どもたちもどういうふうにもこの問題を受け止めて、どう解決していくかというところでいろいろと主体的なかかわり方をどういうふうにつくっていくことができるか。それを、なかなかうまく、受け止めることが出来ないのをどう受け止めるような進めを私たちが身につけていくことができるか、その辺のところはすごく、繊細で、デリケートですごく大事な課題だと思いますので、ぜひ議論していただければと思います。

【比江島委員】

この資料にありますスクールソーシャルワーカーが16人、スクールカウンセラー48人というのは果たして適正な数なのか、1人当たりの相談件数、あとは、ほとんどが非常勤でいろんな学校を抱えて、自分自身の所得の計算とか勤務の計算とかなさっているという状況だと把握しております。

非常に子どもたちの切迫した相談SOSを受け止めるのには身分の保障とか、バックアップがない、もう個人でやっているようなものなので、我々だったら後ろに法務関係がいて訴えられてもちゃんとサポートされながら対応するってことができるわけですがこのあたりが、SSW、SCには本当にこうて手厚くないというのがすごくつらいのではないかなというふうに思います。

今、西村委員がおっしゃったSOSの受け方は、これはやっぱり、今、企画中の研修などありまして市教委が今月、8月には県教委も全く同じ、死にたいという子どもにどう向き合うのかという研修をすることになっておりまして、私それを準備しているところなんですけど、カギはやっぱりこのSOSを受ける、医療が最後受けるかということですね医療っていうのは、もう本当に最後死ぬところ、もう本人がノーと言っても家族がノーと言っても、法的なバックアップで守るという構造がありますが、これを最初から使うわけにいかないの、やっぱりスクールカウンセラーなどが安心して、サポートに入れるということ、これが本当に必要でないかなというふうに感じます。

【藤田会長】

はい、ありがとうございました。本当にこれはもう行政の力とか本当に発揮できるかどうかというところの課題になるかと思っています。そうするといろんな扱いでということで資料をまとめていただいています、それぞれ立場、責務、その保障も違うように思いますので、

その辺のところの特に、スクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラーの補償をどういうふうに、行政として、考えていくかですね、ぜひ、検討していただければと思います。

【村田慎委員】

私は保護者目線ということで参加をさせていただいていますがプラス、現在体罰等審議会の委員もしておりますので、これまで3年と数か月、4年目になりますが審議会を通して、感じたことの一つが部活の案件です。部活の案件っていうのはこの4年目に当たって考えると少し、相談件数が増えてきたかなというふうに感じています。

それは目に見えて相談案件がふえるというのはとても、良いことではあります、先生方やそのコーチ指導者に、昔ながらの体罰暴言による指導っていうのが、今は駄目だよっていうのを、アップデートしていただくのはもちろんですけども、それと同時にやっぱり同じぐらい保護者にも、アップデートしていてももらわないといけないっていうのをすごく痛感する案件が結構あるなと感じています。

例えば、試合に勝ったとか、優勝して、全国大会行くとか、指導のおかげで、家でもまともになんと口をきくようになりましたとか、先生のおかげでこう目に見えた結果があると、どうしてもその先生のおかげだから、その先生の言うことは、疑問を持ちちゃいけないよっていうような、考え方をする保護者もやっぱり出てくると思います。

そうするとその部活の中で、だからこの先生には従わないといけないっていう、この先生の指導の仕方にノーを言うてはいけないっていうような風潮というのがどうしても今までもあって、それがやっぱり今でも、例えばそれが嘆願書の形で出たりしますが、そういう案件で出てきているので、指導で実際には本当は子どもたちが傷ついています、そういう、大人の対応によって、さらに精神的苦痛を強いられることになるわけで、学校の指導者の現在の指導の在り方っていうのをアップデートしていただくのであれば同時に保護者にもしっかりアップデートしていただくような、今どういう指導がアウトで、どういう指導をしなきゃいけないとか、こういうふうに接していかないといけないっていうのも、子育て、全般ですけどもアップデートできるような、そういう機会が、保護者のほうにももっとたくさんあったらいいのになあというふうに感じました。

【村田晃一委員】

出てくるかと思ったらでてこなかった話題なので触れますが、スクールロイヤーのことですね。いろんな問題に、やっぱり、専門家が入っていくべきだろうと。特に、あれ弁護士ですね、やっぱ学校現場に入っていく必要があるかということは、もういろんなところで言われていて、実は、ちょっとどっかも出てないですけど、熊本市もスクールロイヤー制度を導入しようという動きがありましたよね。

私も関わって途中まで進んでましたが、実現していません。熊本県は、スクールロイヤー制度が出来ました。

なので、熊本市が、今後このスクールローヤー制度どう取り組んでいかれる予定とかお考えかとかをちょっと聞けたらと思います。

【中川教育政策課長】

スクールロイヤー制度につきましては、以前に、委員御指摘のとおりですね、導入をしようというところで、直接、外部の弁護士会のほうとも御相談をしてきたところでしたけれども、結果としては、任期付の職員として、任用するというのを試みたところではございますけれども、採用に至らなかったというところです。ただ、昨年度ですね弁護士資格を持つ職員が、教育委員会のほうに、定期の人事異動によって、配属をされたところがございます。

今年度の取組としまして各学校からですね、相談を受けて、指導助言等を行うというものを構築したところがございます。

今後その件数等の状況を踏まえながら、今後の対応について改めて、検討してまいりたいというふうに考えているところがございます。

【藤田会長】

時間が参りましたので、ここで本日の議論を終了したいと思います。

後日お気づきになられたことなどありましたら、教育委員会事務局教育改革推進課の方に、ご相談ください。

なお、本会議の議事録につきましては、事務局にて作成の後、委員の皆様へ送付されますので、ご確認いただきますようお願いいたします。

その後、私の方で最終確認し、確定させていただきます。

皆様のご協力でスムーズな進行をすることができました。大変ありがとうございました。